

瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 6 月 2 9 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 3 5 号

瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に
関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する
条例施行規則（平成 1 4 年瀬戸市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正
する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（適用除外）</p> <p>第 2 条 <省略></p> <p>2 条例第 2 条第 2 号ただし書に規定する規則で定める変更は、次の各号に掲げる産業廃棄物等関連施設の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>前条第 1 号又は第 5 号に掲げる施設 廃掃法第 1 5 条の 2 の 6 第 1 項ただし書に定める変更</p> <p>から まで <省略></p> <p>（事業計画書）</p> <p>第 4 条 <省略></p> <p>2 から 5 まで <省略></p> <p>6 第 1 項及び前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第 2 条 <省略></p> <p>2 条例第 2 条第 2 号ただし書に規定する規則で定める変更は、次の各号に掲げる産業廃棄物等関連施設の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>前条第 1 号又は第 5 号に掲げる施設 廃掃法第 1 5 条の 2 の 5 第 1 項ただし書に定める変更</p> <p>から まで <省略></p> <p>（事業計画書）</p> <p>第 4 条 <省略></p> <p>2 から 5 まで <省略></p> <p>6 第 1 項及び前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p>

<p>から まで <省略></p> <p>事業者が個人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>ア <省略></p> <p>イ 住民票の写し</p> <p><省略></p> <p>7 第5項の事業計画書には、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>から まで <省略></p> <p>第1条の2第2号に定める施設のうち浄化等処理施設（<u>排出口（次に掲げる物質（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下この項及び第6条第1項第1号において同じ。）から大気有害物質を排出しない処理方法を用いるものを除く。以下同じ。）又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類</u></p> <p>アからセまで <省略></p> <p>及び <省略></p> <p>8 <省略></p>	<p>から まで <省略></p> <p>事業者が個人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>ア <省略></p> <p>イ 住民票又は外国人登録原票の写し</p> <p><省略></p> <p>7 第5項の事業計画書には、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>から まで <省略></p> <p>第1条の2第2号に定める施設のうち浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口（次に掲げる物質（以下「大気有害物質等」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。第6条第1項第1号において同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法を記載した書類</p> <p>アからセまで <省略></p> <p>及び <省略></p> <p>8 <省略></p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第6項の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。